

## 福島第一原子力発電所 6号機 放水口モニタ他の ERSS 伝送代替措置について

2023年11月9日

東京電力HD(株)

原子力運営管理部 防災安全G

福島第一原子力発電所 防災・放射線C

防災安全部 原子力防災G

### 1. これまでの経緯

#### (1) ERSS 伝送の再開に関する NRA 面談 (2018年12月3日)

- 2018年12月3日の規制庁面談において、地震の影響により、故障していた SPDS ゲートウェイ、SPDS 統合サーバの改修及び6号機のプロセス計算機の更新が完了したことに伴い、福島第一6号機のプラント情報及び環境データについて伝送を再開する旨、説明。…添付資料(1)～(2)
- 伝送パラメータに関しては、以下のとおり報告している。

##### <伝送パラメータ>

- ・防災業務計画通り(Ⅱ-40, 41) …添付資料(3)
- ・一部のパラメータは計器故障等に伴い伝送不可

※放水口モニタの原子力事業者防災業務計画上の記載(Ⅱ-32, 33) …添付資料(3)

「放水口モニタについては東北地方太平洋沖地震に伴い設備が損壊した状況にある。代替措置として、海水サンプリングにより放射性物質の測定を行う。」

#### (2) 6号機 放水口モニタについて

- 震災以降、循環水ポンプが停止したことにより、放水口に砂が堆積し、検出器が海底砂に埋没した状態となった。検出器の位置は嵩上げを実施して震災前より高い位置となっているが、検出部(検出器先端付近)は潮位変動や波の状況により気中に露出する、あるいは海底砂の堆積状況が変動することにより、検出部が埋まってしまうことがあると考えている。(図1, 図2参照)
- 2018年に伝送を再開したが、校正は実施していない(外観点検のみ)ため、あくまでも参考値として、ERSS データを伝送している状況である。(前記のとおり、海水サンプリングを実施しており、25条通報により、毎日報告を実施している。)
- 2018年伝送再開時の電事連クレジット ERSS 運用マニュアル(第5版)より、測定器側が故障した場合は代替措置不要と判断し、その運用が先月まで継続した状況となっていた。本来は ERSS 伝送の代替措置に関する報告をすべきであった…添付資料(4)



図 1. 循環水ポンプ運転時（震災前）



図 2. 循環水ポンプ停止中（震災後）

枠組みの範囲は機密に係る事項のため公開することはできません

(3) 5号機 放水口モニタについて

- 震災に伴う砂の堆積後、嵩上げ等の修理を行い復旧し、6号機と同様に検出器が高い位置となっている。その後平成27年9月の台風時に浮遊物により検出器および支柱などが破損し復旧が困難な状態となっている。

循環水ポンプの再起動など放水口の海底土の恒久的な除去ができないと干潮時に海底砂が露出するおそれがある位置まで潮位が下がる状況であるため、検出器などを修理しても海水の測定をすることができず復旧の計画が立たない状況である。

2. 原子力事業者防災業務計画に照らしたこれまでの運用の妥当性

(1) 原子力事業者防災業務計画の記載に関して

①原子力防災資機材としての記載

原子力事業者防災業務計画には別表2-5-1 原子力防災資機材において、放水口モニタが記載されており、注釈として「放水口モニタについては東北地方太平洋沖地震に伴い設備が損壊した状況にある。代替措置として、海水サンプリングにより放射性物質の測定を行う。」旨、記載している(Ⅱ-33)。

なお、代替措置に関しては、福島第一原子力発電所より、毎日1回25条通報を原子力規制庁事故対策室に実施していたが、ERSS関係者の報告は実施していなかった。

…添付資料(5)

②10条第1項/15条第1項の判断について

原子力事業者防災業務計画Ⅱ-20及びⅡ-27に記載のとおり、当該箇所の放射能水準の5μSv/hに相当する以上の液体放射性物質が検出されたことを基準としている。これは放水口モニタが17000cps以上を意味するが、海水サンプリングによる放射性物質の測定の場合、5μSv/h相当については下記のとおり判断している。…添付資料(3)

<判断基準>

5/6号放水口北側にてサンプリングしたデータが、水中濃度限度比の和が50以上となった場合、10条第1項(15条第1項も同様)に基づく通報基準としている。(Ⅱ-23)

核種	水中濃度限度※
全β	水中濃度限度:30Bq/L (Sr-90を用いる)
Cs-134	水中濃度限度:60Bq/L
Cs-137	水中濃度限度:90Bq/L

※水中濃度限度：実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第90条第1項第7号の原子力規制委員会が定める濃度限度に係るものをいう。

### 3. 対応

#### (1) 5/6号放水口モニタの代替措置について

代替措置に関して、1F5, 6号機放水口北側の手分析結果を、2023年10月17日15時より開始した。以後、24時間に1回の頻度で報告する。なお、報告データに関しては、25条通報時にて報告している値と同様とする。

#### (2) 参考値でERSS伝送している6号放水口モニタに関して

参考値に関しては、データが出ている限りにおいて伝送を継続する。  
 なお、6号プロセス計算機のソフト設定誤りにより、プロセス計算機更新以降、参考値で伝送している放水口モニタは計数率[cps]を対数化( $\log_{10}$  [測定値])した値でERSS伝送していたことから、ソフト改造の準備が出来次第修正する。…添付資料(6)他の指数パラメータについては設定誤りがないことを確認済み。  
 また、中操においては正しい数値が送られていることから、オペレーションへの影響はない。

#### (3) 放水口モニタの恒久化に関して

- 恒久的に測定できる手段について、検討し別途報告することとしたい。
- 循環水ポンプが停止しており、現在堆積している砂を除去しても放水口への砂の堆積は避けられないことから、検出器の設置場所や海水試料の採水箇所などに恒久的に海底砂が堆積せず安定してモニタリングできる方法や、高波や浮遊物などから検出器や採水箇所の取水部を保護する対策など検討する。

### 4. その他のパラメータの代替措置について (SFP水位の代替措置について)

1F-1, 1F-2に関しては、SFP水位計が設置されていないことから、現状確認できる項目として、下表の代替措置を取る。

また、1F共用プールに関しては、現在水位計設置工事中であることから、それまでの間はカメラによる水面監視、また現場確認結果にて代替する。

号機	①代替措置と②恒久対策	備考
1F-1	① SFP冷却1次系ポンプの運転確認状態結果 ② 水位計設置について検討中 (オペフロ環境改善後)	① 左記について11月中に報告開始
1F-2	① 監視カメラによる水面確認結果 ② 水位計の設置について検討中 (オペフロ環境改善後)	① 左記について11月中に報告開始
1F-3	全使用済み燃料取り出し済み	
1F-4	全使用済み燃料取り出し済み	
1F-5	ERSS伝送済み	
1F-6	ERSS伝送済み	

1F 共用 プール	① 伝送開始までは、監視カメラによる水面確認結果または現場確認の結果を報告 ② 現在水位計の設置工事中 <u>2024年1月よりERSS伝送予定で工事を実施していたが3月になる見込み</u>	① 左記監視カメラ水面確認結果を11月中に報告開始
--------------	---	---------------------------

5. 添付資料

- (1) 規制庁面談議事メモ (2018年12月3日)
- (2) 規制庁説明資料 (2018年12月3日)
- (3) 原子力事業者防災業務計画 (抜粋：Ⅱ-20, 23, 27, 32, 33, 40, 41)
- (4) ERSS 運用マニュアル (抜粋) (改定5：2016年4月)
- (5) 25条通報 (2023年10月21日)
- (6) 福島第一6号放水口モニタ ERSS 伝送について

以 上

1. 件 名：福島第一原子力発電所6号機のERSS伝送再開について

2. 日 時：平成30年12月3日 11:00～11:57

3. 場 所：原子力規制庁3階 室内会議卓

4. 出席者

原子力規制庁 緊急事案対策室

菅原企画調整官、宮地防災専門官、岡村係長

東京電力ホールディングス株式会社

原子力運営管理部 防災安全グループ 担当者 他1名

5. 要 旨

東京電力ホールディングス株式会社から、福島第一原子力発電所の6号機のプラント情報及び環境データについて、ERSS伝送を再開する旨の説明があった。

- ・6号機のプロセスコンピュータ等の更新等が完了
- ・福島第二原子力発電所のSPDSゲートウェイ及びSPDS統合サーバの改修が12月に完了予定
- ・これに伴い、福島第一原子力発電所の6号機のプラント情報及び環境データについて伝送を再開する

原子力規制庁より、ホームページで公開している「緊急時対策支援システム（ERSS）におけるデータ伝送の計画的な停止に関する状況」について、伝送再開にあわせて状況を更新するため、再開ができ次第連絡をするように伝えた。

6. その他

配布資料：あり

# 東京電力HD 福島第一原子力発電所 6号機ERSS伝送再送のご説明資料

---

2018年12月3日

東京電力ホールディングス

# 1. 1F6号ERSS伝送再送について

## 【現状】

- 6号機SPDS計算機故障に伴い、ERSS未伝送
- 6号機プロコン更新及び環境ミニコンの設置は、2017年度末完了済

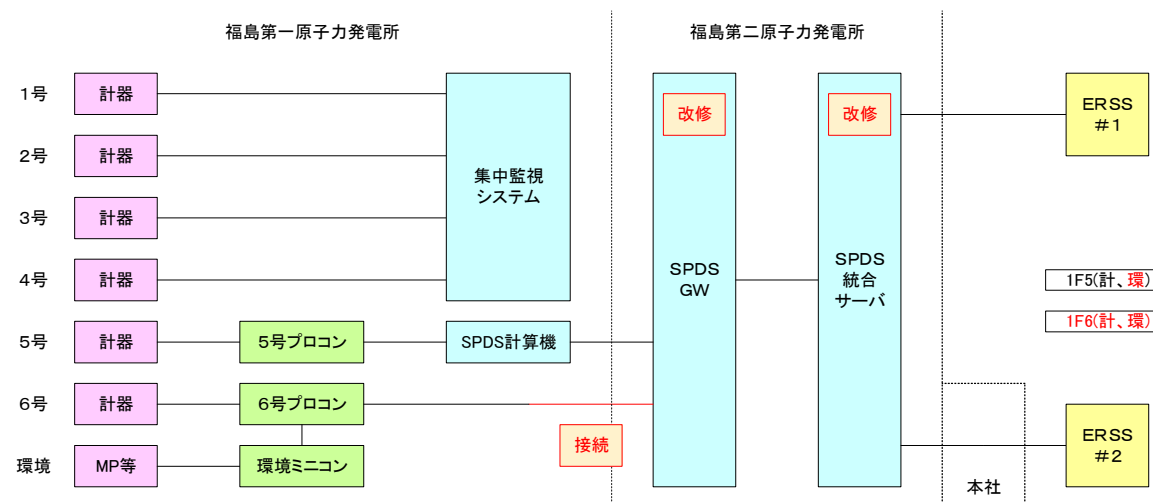
## 【現在の計画】

### ＜伝送再送時期＞

- SPDS-GW及びSPDS統合サーバの改修は、2018年12月予定
  - 6号機プラントデータ及び環境データの再送
  - 5号機ERSSデータにも環境データを伝送
- 伝送再送後に、6号機プラントデータ及び環境データのERSS伝送停止扱いの解除

### ＜伝送パラメータ＞

- 現在の防災業務計画通り
  - 一部のパラメータは計器故障等に伴い伝送不可





福島第一原子力発電所  
原子力事業者防災業務計画

2023年8月

東京電力ホールディングス株式会社

改 定 来 歴

項目 回	年 月 日	改 定 内 容	備 考
0	平成12年6月16日 (原管発官12第147号)	新規制定	
1	平成13年8月1日 (原管発官13第217号)	ICRP Pub. 60 法令化, 中央省庁再編, フィルムバッジ廃止, オフサイトセンター運営要領との整合及び表現の適正化等に伴う一部改定	
2	平成14年8月1日 (原管発官14第200号)	「防災基本計画」修正並びに「原子炉施設等の防災対策について」改訂の取り入れ, 福島県組織改編及び表現の適正化等に伴う一部改定	
3	平成15年8月1日 (原管発官15第168号)	国, 自治体及び社内組織改編, 「原子炉施設等の防災対策について」改訂, 緊急被ばく医療活動の充実強化及び表現の適正化等に伴う一部改定	
4	平成16年8月6日 (原管発官16第228号)	「原子力災害対策特別措置法施行規則」改正, 省庁, 自治体及び社内組織改編, オフサイトセンター派遣要員及び貸与資機材の福島第一, 福島第二原子力発電所間協力の実施の取り入れ等に伴う一部改定	
5	平成17年8月5日 (原管発官17第200号)	各経済産業局等の組織改編及び表現の適正化等に伴う一部改定	
6	平成18年8月8日 (原管発官18第179号)	内閣府告示による指定地方行政機関の変更及び表現の適正化等に伴う一部改定	
7	平成19年8月10日 (原管発官19第254号)	内閣府告示による指定地方行政機関の変更, 表現の適正化及び副原子力防災管理者の代行順位見直し等に伴う一部改定	
8	平成20年8月8日 (原管発官20第230号)	内閣府告示による指定地方行政機関の変更, 自治体及び社内組織改編並びに原子力災害対策特別措置法施行規則一部改正等に伴う一部改定	

項目 回	年 月 日	改 定 内 容	備 考
9	平成21年8月7日 (原管発官21第166号)	火災発生時の対応の明確化及び発電所周辺監視柵の移設による周辺監視区域の変更に伴う一部改定	
10	平成22年8月9日 (原管発官22第210号)	内閣府告示による指定行政機関の変更及びSPDS常時伝送運用等に伴う一部改定	
11	平成23年12月22日 (原管発官23第544号)	省庁組織改編に伴う名称変更及びJ E A G改定に伴う通報並びに報告様式の一部改定	
12	平成25年3月12日 (原管発官24第647号) ※1 (原管発官24第648号) ※2	原子力災害対策特別措置法等の改正, 福島県地域防災計画の修正, 発電所の現状等反映に伴う改定	※1 内閣総理大臣へ提出 ※2 原子力規制委員会へ提出
13	平成25年6月19日 (原管発官25第174号) ※1 (原管発官25第175号) ※2	社内組織改編, 社内防災体制の見直し, 通報先の追加に伴う一部改定	※1 内閣総理大臣へ提出 ※2 原子力規制委員会へ提出
14	平成25年12月2日 (原管発官25第553号) ※1 (原管発官25第554号) ※2	原子力災害対策指針の改正, 原子力災害対策特別措置法関連法令の改正, 発電所防災体制の見直し, 発電所入退域管理棟運用開始, 特定原子力施設に係る実施計画の施行に伴う一部改定	※1 内閣総理大臣へ提出 ※2 原子力規制委員会へ提出
15	平成27年3月25日 (運総発官26第811号) ※1 (運総発官26第812号) ※2	社内防災組織の変更, 省庁組織改編に伴う名称変更及びE A L事業者解釈追加に伴う改定	※1 内閣総理大臣へ提出 ※2 原子力規制委員会へ提出
16	平成27年8月1日 (運総発官27第231号) ※1 (運総発官27第232号) ※2	原子力災害対策指針の改正, 原子力災害対策特別措置法関連法令の改正, E A L事業者解釈追加に伴う改定及び組織改編に伴う改定	※1 内閣総理大臣へ提出 ※2 原子力規制委員会へ提出
17	平成28年4月1日 (運総発官28第5号) ※1 (運総発官28第6号) ※2	ホールディングカンパニー制への移行に伴う社内組織の変更, 及び社内防災組織の変更に伴う改定	※1 内閣総理大臣へ提出 ※2 原子力規制委員会へ提出
18	平成28年12月16日 (運総発官28第342号) ※1 (運総発官28第343号) ※2	原子力事業所災害対策支援拠点の変更, 及び緊急事態応急対策等拠点施設等の運用変更他に伴う改定	※1 内閣総理大臣へ提出 ※2 原子力規制委員会へ提出

項目 回	年 月 日	改 定 内 容	備 考
19	平成 29 年 11 月 10 日 (廃炉発官 29 第 16 号) ※1 (廃炉発官 29 第 17 号) ※2	原子力災害対策指針の改正，原子力災害対策特別措置法関連法令の改正に伴う改定及び原子力防災組織見直しに伴う改定	※1 内閣総理大臣へ提出 ※2 原子力規制委員会へ提出
20	平成 31 年 3 月 28 日 (廃炉発官 30 第 317 号) ※1 (廃炉発官 30 第 318 号) ※2	社内防災体制の見直し及び原子力災害対策特別措置法関連法令の改正に伴う改定	※1 内閣総理大臣へ提出 ※2 原子力規制委員会へ提出
21	2020 年 3 月 30 日 (廃炉発官 R1 第 252 号) ※1 (廃炉発官 R1 第 253 号) ※2	原子力災害対策特別措置法関連法令の改正に伴う改定及び記載の適正化	※1 内閣総理大臣へ提出 ※2 原子力規制委員会へ提出
22	2020 年 8 月 21 日 (廃炉発官 R2 第 108 号) ※1 (廃炉発官 R2 第 109 号) ※2	国土交通省自動車局の組織再編に伴う改定，EAL 判断基準改正に伴う改定及び通報連絡様式記入方法の見直し	※1 内閣総理大臣へ提出 ※2 原子力規制委員会へ提出
23	2021 年 3 月 9 日 (廃炉発官 R2 第 269 号) ※1 (廃炉発官 R2 第 270 号) ※2	用語の定義の見直し，原子力防災資機材及びその他の原子力防災資機材の点検方法の追記及び記載の適正化等に伴う改定	※1 内閣総理大臣へ提出 ※2 原子力規制委員会へ提出
24	2021 年 12 月 1 日 (廃炉発官 R3 第 154 号) ※1 (廃炉発官 R3 第 155 号) ※2	原子力防災組織の業務の一部を委託するもの「東電フュエル株式会社」の社名変更及び新組織設置に伴う改定	※1 内閣総理大臣へ提出 ※2 原子力規制委員会へ提出
25	2022 年 2 月 25 日 (廃炉発官 R3 第 213 号) ※1 (廃炉発官 R3 第 214 号) ※2	EAL 判断基準事業者解釈の一部見直し，本社原子力防災組織見直しに伴う修正及びSPDS データ伝送項目の見直し	※1 内閣総理大臣へ提出 ※2 原子力規制委員会へ提出
26	2022 年 9 月 13 日 (廃炉発官 R4 第 95 号) ※1 (廃炉発官 R4 第 96 号) ※2	原子力防災管理者の代行順位の見直し，副原子力防災管理者の役職変更，国土交通省自動車局の組織再編に伴う改定及びSPDS データ伝送項目の見直し	※1 内閣総理大臣へ提出 ※2 原子力規制委員会へ提出
27	2023 年 3 月 24 日 (廃炉発官 R4 第 187 号) ※1 (廃炉発官 R4 第 188 号) ※2	原子力災害対策特別措置法関係省令に併せた改定，SPDS 伝送パラメータ項目の追加による改定，オンサイト医療活動に係る改定	※1 内閣総理大臣へ提出 ※2 原子力規制委員会へ提出

項目 回	年 月 日	改 定 内 容	備 考
28	2023年8月30日 (廃炉発官 R5 第 78 号) ※1 (廃炉発官 R5 第 79 号) ※2	原子力防災管理者の代行順位および副原子力防災管理者の役職変更, SPDS 伝送パラメータ項目の追加による改定, 通報連絡様式の見直し	※1 内閣総理大臣へ提出 ※2 原子力規制委員会へ提出

別表 2 - 2 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報基準 (2 / 7)

EAL 番号	SE02				BWR				
EAL 略称	通常放出経路での気体放射性物質の放出								
EAL	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が $5 \mu\text{Sv/h}$ に相当する以上の気体放射性物質が検出されたこと。(10 分間以上継続)								
事業者解釈	<ul style="list-style-type: none"> <li>「排気筒その他これらに類する場所」とは、原子力防災資機材の排気筒モニタリング設備の設置してある場所とする。</li> <li>この計測器での放射性物質の検出は、通報事象等規則第 5 条による。</li> <li>「10 分間以上継続」について、デジタル値で確認する場合においては、10 分間以上そのデジタル値が連続した場合とすることができる。</li> <li>放射能水準が <math>5 \mu\text{Sv/h}</math> に相当する以上の気体放射性物質が検出されたこととは、排気筒モニタが以下の規準を超えた場合による。</li> </ul>								
		1, 2MS	3, 4MS	5, 6MS	2TS	3TS	4TS	集中 RW	共用 P
	排気筒モニタ基準 (cps)	1, 160	1, 060	380	1, 060	840	1, 410	1, 300	380
	<ul style="list-style-type: none"> <li>この EAL を検出した場合は、GE02 と放射線量の基準が同一であるため、SE02 及び GE02 を検出したとして通報を行う。</li> </ul>								
規制庁解説	—								

EAL 番号	SE03				BWR			
EAL 略称	通常放出経路での液体放射性物質の放出							
EAL	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が $5 \mu\text{Sv/h}$ に相当する以上の液体放射性物質が検出されたこと。(10 分間以上継続)							
事業者解釈	<ul style="list-style-type: none"> <li>「排水口その他これらに類する場所」とは、原子力防災資機材の固定式測定設備を設置している場所とする。</li> <li>この計測器での検出は、通報事象等規則第 5 条による。</li> <li>「10 分間以上検出」について、デジタル値で確認する場合においては、10 分間以上そのデジタル値が連続した場合とすることができる。</li> <li>放射能水準が <math>5 \mu\text{Sv/h}</math> に相当する以上の液体放射性物質が検出されたこととは、放水口モニタが以下の規準に達したものとす。</li> </ul>							
		1 号機~6 号機	17, 000cps					
	<ul style="list-style-type: none"> <li>この EAL を検出した場合は、GE03 と放射線量の基準が同一であるため、SE03 及び GE03 を検出したとして通報を行う。</li> </ul>							
規制庁解説	—							

EAL 番号	SE04				BWR			
EAL 略称	火災爆発等による管理区域外での放射線の放出							
EAL	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、 $50 \mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量の水準が 10 分間以上継続して検出されたこと、又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、放射線量が検出される蓋然性が高いこと。							
事業者解釈	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所内での放射性物質の輸送の場合において、輸送容器外で放射線量を検出した場合にも適用する。</li> <li>「<math>50 \mu\text{Sv/h}</math> 以上の放射線量の水準が 10 分間以上検出されたこと」とは、原子力防災資機材のガンマ線測定用サーベイメータで検出された数値が、水準として <math>50 \mu\text{Sv/h}</math> 以上となつて、その状態が 10 分間以上継続した場合をいう。</li> </ul>							
規制庁解説	—							

別表 2 - 2 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報基準 (5 / 7)

添付 原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第 5 条第 1 項の規定に基づく水準

(1 / 2)

場 合	基 準	検 出
一 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1 種類の放射性物質である場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、放射性物質の種類に応じた空气中濃度限度を排気筒その他これらに類する場所における 1 秒間当たりの放出風量で除して得た値に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値	イの値を 10 分間以上継続して検出すること。
	ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、放射性物質の種類に応じた空气中濃度限度に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値	ロの値を累積（原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。）して検出すること。
	ハ 水中の放射性物質にあつては、放射性物質の種類に応じた水中濃度限度に 50 を乗じて得た値	ハの値を 10 分間以上継続して検出すること。
二 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2 種類以上の放射性物質がある場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質の濃度についての前号イの規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度	イの値を 10 分間以上継続して検出すること。
	ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、それらの放射性物質の放射能のそれぞれその放射性物質の放射能についての前号ロの規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の放射能の値	ロの値を累積（原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。）して検出すること。
	ハ 水中の放射性物質にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質の濃度についての前号ハの規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度	ハの値を 10 分間以上継続して検出すること。

別表 2-3 原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項の原子力緊急事態宣言発令の基準 (2/4)

EAL 番号	GE02	BWR
EAL 略称	通常放出経路での気体放射性物質の放出	
EAL	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が $5\mu\text{Sv/h}$ に相当する以上の気体放射性物質が検出されたこと。(10 分間以上継続)	
事業者解釈	この EAL を検出した場合は、SE02 と放射線量の基準が同一であるため、SE02 及び GE02 を検出したとして通報を行う。	
規制庁解説	—	

EAL 番号	GE03	BWR
EAL 略称	通常放出経路での液体放射性物質の放出	
EAL	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排水口その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が $5\mu\text{Sv/h}$ に相当する以上の液体放射性物質が検出されたこと。(10 分間以上継続)	
事業者解釈	この EAL を検出した場合は、SE03 と放射線量の基準が同一であるため、SE03 及び GE03 を検出したとして通報を行う。	
規制庁解説	—	

EAL 番号	GE04	BWR
EAL 略称	火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出	
EAL	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射線量の水準として $5\text{mSv/h}$ が 10 分間以上継続して検出されたこと、又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、放射線量が検出される蓋然性が高いこと。	
事業者解釈	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所内での放射性物質の輸送の場合において、輸送容器外で放射線量を検出した場合にも適用する。</li> <li>・ 「放射線量の水準として <math>5\text{mSv/h}</math> が 10 分間以上継続して検出されたこと」とは、原子力防災資機材のガンマ線測定用サーベイメータで検出された数値が、水準として <math>5\text{mSv/h}</math> 以上となって、その状態が 10 分間以上継続した場合をいう。</li> </ul>	
規制庁解説	—	

EAL 番号	GE05	BWR
EAL 略称	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出	
EAL	<p>当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所におけるその放射能水準が 1 時間当たり <math>500\mu\text{Sv/h}</math> に相当するものとして空气中の放射性物質について次に掲げる放射能水準以上の放射性物質が検出されたこと又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、次に掲げる放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。</p> <p>(a) 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあつては、放射性物質の種類又は区分に応じた空气中濃度限度に 5,000 を乗じて得た値</p> <p>(b) 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度の値</p> <p>(c) 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあつては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに 5,000 を乗じて得た値</p>	
事業者解釈	「放射能水準以上の放射性物質が検出されたこと」とは、原子力防災資機材の可搬式ダスト測定関連機器（サンブラ、測定器）又は可搬式放射性ヨウ素測定関連機器（サンブラ、測定器）により、(a)～(c)の濃度以上の放射性物質が検出された場合をいう。	
規制庁解説	—	



別表 2-5-1 原子力防災資機材 (1/2)

分類	法令による名称	具体的名称	数量	保管場所	点検頻度	点検内容	
放射線障害防護用器具	汚染防護服	保護衣 (不織布カバーオール, アノラック等)	200組	免震重要棟	1回/年	数量確認	
	呼吸用ボンベ(交換用のものを含む)その他の機器と一体となって使用する防護マスク	セルフエアセット	13個	免震重要棟	1回/年	外観点検	
	フィルター付防護マスク	チャコール付全面マスク	200個	免震重要棟	1回/年	外観点検	
非常用通信機器	通常の業務に使用しない電話回線	緊急時用電話回線	※1 1回線	免震重要棟	1回/年	機能確認	
	ファクシミリ装置	一斉ファクシミリ装置	1台	免震重要棟	1回/年	機能確認	
	特定事象が発生した場合における施設内の連絡を確保するために使用可能な携帯電話その他の使用場所を特定しない通信機器	携帯電話	40台	特別管理職以上が携行	1回/年	機能確認	
		所内用PHS	60台	発電所員が携行	1回/年	機能確認	
		衛星携帯電話	1台	免震重要棟	1回/年	機能確認	
計測器等	排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器	排気筒モニタ	3台	5, 6号機共用 EL約14m, 運用 補助共用施設	特別な保全 計画に基づ く頻度	機能確認	
		放水口モニタ	※2 1台	放水口モニタ建 屋(5, 6号機)		1回/年	外観点検
	ガンマ線測定用可搬式測定器	シンチレーションサーベイメータ		9台	入退域管理棟 放射線測定車	1回/年	機能確認
				1台			
		電離箱サーベイメータ	36台	入退域管理棟	1回/年	機能確認	
	中性子線測定用可搬式測定器	中性子線サーベイメータ	3台	入退域管理棟	1回/年	機能確認	
	空間放射線積算線量計	素子	蛍光ガラス線量計素子	100個	環境管理棟	1回/年	外観点検
		リーダー	蛍光ガラス線量計リーダー	1台	入退域管理棟	1回/年	機能確認
	表面の放射性物質の密度を測定することが可能な可搬式測定器		汚染密度測定用サーベイメータ	17台	入退域管理棟	1回/年	機能確認
			汚染密度測定用(α線)サーベイメータ	3台	入退域管理棟	1回/年	機能確認
	可搬式ダスト測定関連機器	サンプラ	ダストサンプラ	9台	入退域管理棟	1回/年	機能確認
		測定器	ダスト測定器(放射線測定車に搭載)	1台	放射線測定車	1回/年	機能確認
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンプラ	ヨウ素サンプラ	7台	入退域管理棟	1回/年	機能確認
		測定器	ヨウ素測定器(放射線測定車に搭載)	1台	放射線測定車	1回/年	機能確認
個人用外部被ばく線量測定器		電子式線量計	250台	免震重要棟 入退域管理棟	1回/年	機能確認	

別表 2-5-1 原子力防災資機材 (2/2)

分類	法令による名称		具体的名称	数 量	保管場所	点検頻度	点検内容
計測器等	その他	エリアモニタリング設備※3	使用済燃料共用プール周辺エリアモニタ	2台	運用補助共用建屋内	特別な保全計画に基づく頻度	機能確認
			使用済燃料プール周辺エリアモニタ	8台	3, 4, 5, 6号機原子炉建屋内	特別な保全計画に基づく頻度	機能確認
		モニタリングカー	放射線測定車	1台	発電所敷地内	道路運送車両法に基づく点検頻度	道路運送車両法に基づく点検
その他資機材	ヨウ化カリウムの製剤		安定ヨウ素剤	30,000錠	免震重要棟	1回/年	数量確認
	担架		担架	1台	入退城管理棟 救急医療室	1回/年	外観点検
	除染用具		除染キット	1式	入退城管理棟 救急医療室	1回/年	外観点検
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両		急患移送車	1台	入退城管理棟 駐車場	道路運送車両法に基づく点検頻度	道路運送車両法に基づく点検
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備		動力消防ポンプ設備(化学消防自動車及び水槽付き消防ポンプ自動車)	1式	発電所敷地内	1回/年	機能確認

※1：緊急時電話回線のうち双葉地方広域市町村圏組合消防本部以外の回線（大熊町，双葉町，浪江町，富岡町，楡葉町，双葉警察署，福島海上保安部，福島県環境創造センター環境放射線センター，浪江消防署，富岡消防署）は，東北地方太平洋沖地震に伴い，回線が使用できない状態にあるため，電気通信事業者(NTT等)の有線電話・携帯電話・衛星携帯電話等の通信手段により情報連絡を行う。

※2：放水口モニタについては東北地方太平洋沖地震に伴い設備が損壊した状況にある。

代替措置として，海水サンプリングにより放射性物質の測定を行う。

※3：「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画 III 特定原子力施設の保安」で機能が要求される場合に適用する。

別表 2-8 S P D S データ伝送項目

福島第一原子力発電所 5号機

連番	常時伝送項目	単位
1	主排気筒放射線モニタ高レンジ	mSv/h
2	主排気筒放射線モニタ低レンジA	CPS
3	主排気筒放射線モニタ低レンジB	CPS
4	風向10M (角度)	°
5	風向9.5M (角度)	°
6	風速10M	m/s
7	風速9.5M	m/s
8	大気安定度	—
9	モニタリングポスト1H	nGy/h
10	モニタリングポスト2H	nGy/h
11	モニタリングポスト3H	nGy/h
12	モニタリングポスト4H	nGy/h
13	モニタリングポスト5H	nGy/h
14	モニタリングポスト6H	nGy/h
15	モニタリングポスト7H	nGy/h
16	モニタリングポスト8H	nGy/h
17	モニタリングポスト1L	nGy/h
18	モニタリングポスト2L	nGy/h
19	モニタリングポスト3L	nGy/h
20	モニタリングポスト4L	nGy/h
21	モニタリングポスト5L	nGy/h
22	モニタリングポスト6L	nGy/h
23	モニタリングポスト7L	nGy/h
24	モニタリングポスト8L	nGy/h
25	RHR系統流量A	t/h
26	RHR系統流量B	t/h
27	RHR系 A 運転	DIGITAL
28	RHR系 B 運転	DIGITAL
29	RHR系 C 運転	DIGITAL
30	RHR系 D 運転	DIGITAL
31	6.9KV BUS 5A キロボルト	KV
32	6.9KV BUS 5B キロボルト	KV
33	6.9KV BUS 5C キロボルト	KV
34	6.9KV BUS 5D キロボルト	KV
35	6.9KV BUS 5SA1 電圧 5入力	KV
36	6.9KV BUS 5SA2 電圧 5入力	KV
37	6.9KV BUS 5SB1 電圧 5入力	KV
38	6.9KV BUS 5SB2 電圧 5入力	KV
39	ディーゼル発電 5A 運転	DIGITAL
40	ディーゼル発電 5B 運転	DIGITAL
41	放水口モニタ線量率 5号	CPS
42	使用済燃料プール水位	mm
-	使用済燃料共用プール水位	mm

- ・伝送データ項目については、必要に応じて見直すものとする。
- ・No. が「-」のパラメータは、追加工事完了後に伝送を開始する。

福島第一原子力発電所6号機

連番	常時伝送項目	単位
1	主排気筒放射線モニタ高レンジ	mSv/h
2	主排気筒放射線モニタ低レンジA	s-1
3	主排気筒放射線モニタ低レンジB	s-1
4	風向10M(16方位)	-
5	風向95M(16方位)	-
6	風速10M	m/s
7	風速95M	m/s
8	大気安定度A-F	-
9	モニタリングポスト1H	nGy/h
10	モニタリングポスト2H	nGy/h
11	モニタリングポスト3H	nGy/h
12	モニタリングポスト4H	nGy/h
13	モニタリングポスト5H	nGy/h
14	モニタリングポスト6H	nGy/h
15	モニタリングポスト7H	nGy/h
16	モニタリングポスト8H	nGy/h
17	モニタリングポスト1L	nGy/h
18	モニタリングポスト2L	nGy/h
19	モニタリングポスト3L	nGy/h
20	モニタリングポスト4L	nGy/h
21	モニタリングポスト5L	nGy/h
22	モニタリングポスト6L	nGy/h
23	モニタリングポスト7L	nGy/h
24	モニタリングポスト8L	nGy/h
25	RHR系統流量A	l/s
26	RHR系統流量B	l/s
27	RHR系統流量C	l/s
28	RHRポンプ A 遮断器 動作	DIGITAL
29	RHRポンプ B 遮断器 動作	DIGITAL
30	RHRポンプ C 遮断器 動作	DIGITAL
31	6.9KV 6A-1母線電圧	kV
32	6.9KV 6A-2母線電圧	kV
33	6.9KV 6B-1母線電圧	kV
34	6.9KV 6B-2母線電圧	kV
35	6.9KV 5SA1母線電圧	kV
36	6.9KV 5SA2母線電圧	kV
37	6.9KV 5SB1母線電圧	kV
38	6.9KV 5SB2母線電圧	kV
39	6.9KV 6C母線電圧	kV
40	6.9KV 6D母線電圧	kV
41	ディーゼル発電機 6A 運転	DIGITAL
42	ディーゼル発電機 6B 運転	DIGITAL
43	放水口モニタ線量率 6号	CPS
44	使用済燃料プール水位	mm
-	使用済燃料共用プール水位	mm

- ・伝送データ項目については、必要に応じて見直すものとする。
- ・No.が「-」のパラメータは、追加工事完了後に伝送を開始する。

緊急時対策支援システム（ERSS）による  
原子力データ常時伝送システム 運用マニュアル  
【抜粋】

平成28年4月

電気事業連合会

改訂来歴

改訂	年月	改訂概要
—	2013.3	・ 制定
1	2013.6	・ プラント停止期間中、計画的保守の事前連絡が必要な範囲を適正化 ・ 記載の適正化
2	2014.3	・ 原子力規制庁に原子力安全基盤機構が統合されたことに伴う適正化 ・ 原子力規制庁側の運用マニュアル改訂内容を反映
3	2015.1	・ 原子力規制庁の組織改正内容を反映
4	2016.1	・ プラント停止期間中の計画的保守により事前連絡を必要とする停止範囲の見直し ・ 記載の適正化
5	2016.4	・ 第2データセンター設置に伴う一部運用変更
		以下余白

の考え方を以下のとおりとする。

a. システム停止

「システム停止」とは、添付資料－２の構成概要図において、実線で枠囲いされたシステム（プラント計算機、放射線総合管理装置等）又は、実線で示されたケーブル等の設備の故障又は保守・点検等により第１データセンター及び第２データセンターへの伝送が停止し、プラントパラメータ情報等が継続的にE R S S常時伝送システムに伝送できない場合（伝送１回程程度のデータが欠損した場合は除く）をいう。

b. 測定機器側の停止等

「測定機器側の停止等」とは、添付資料－２の構成概要図において、破線で示した各社の測定機器等の故障又は保守・点検等により第１データセンター及び第２データセンターへの伝送が停止し、プラントパラメータ情報等が継続的にE R S S常時伝送システムに伝送できない場合をいう。

## （２）計画的保守による伝送データ停止時の連絡

### ①各社による計画的保守の場合の連絡（添付資料－３参照）

各社は、自社保守作業により、翌月にプラントパラメータ情報の全て又は一部が常時伝送できなくなることが予定されている場合は、保守点検を行う前月の末日を含め原則３営業日前までの平日勤務時間帯に、様式２による施設の稼働状況・伝送データ停止期間及び伝送データ停止の内容、理由、並びに様式３※<sup>２</sup>による伝送データ停止期間の予定についての事前連絡を、規制庁及び規制事務所へ電子メール又はファクシミリにより行う。

なお、第１データセンター又は第２データセンターの一方が停止となる場合にも、連絡を行うものとする。

また、保守作業の計画を変更する必要がある場合は、原則変更した計画の実施前までに同様の事前連絡を行う。

※２：様式３については以下の２種類の帳票を設定しているため、各社の運用状況に合わせて帳票を選択するものとする。

- ・様式３－１ 第１データセンター（第１DC）のみ伝送している場合に使用する。
- ・様式３－２ 第１データセンター（第１DC）及び第２データセンター（第２DC）双方に伝送している場合に使用する。

### ②規制庁による計画的保守の場合の連絡

規制庁が管理する伝送ネットワーク機器等の保守点検等により、システム停止となる場合は、その停止計画が規制庁のホームページに掲載され、併せて第１データセンター又は第２データセンターの一方が停止となる場合でも各社の伝送システム等に影響がある場合には、予め停止前に、規制庁から各社連絡担当者へ事前連絡が行われる。

### ③欠測データ

プラントパラメータ情報の全て又は一部が常時伝送できない場合、当該期間のデータは「欠測」扱いとする。

### ④代替措置

プラントパラメータ情報の全て又は一部が常時伝送できない期間に各社から代替措置によるデータ伝送は原則実施しないが、当該期間において、休祭日に保安検査官より警報発報の有無、データ変動の有無等についての口頭質問があった場合は、速やかに対応する。

また、大規模地震時等、規制庁から各社連絡担当者へ、プラント運転データや警報データの伝送を特に求められた場合（事故進展予測解析に必要なデータ及び採取頻度であり、挙動等が他の伝送データにより補うことができないもの）は、基本的には、添付資料－4で示す内容に従い、規制庁と必要なデータ・連絡時期等を調整し、規制庁及び規制事務所に電子メール、電話又はファクシミリ等により連絡する。

### (3) 不具合等発生による伝送データ停止時の連絡

不具合等発生によりプラントパラメータ情報の全て又は一部が常時伝送できない場合においては、直ちに関係箇所へ連絡するとともに、不具合等の解消、システムの復旧に努める。

ただし、プラント停止期間中の連絡をしているユニット（号機）の測定機器側の停止の場合については、本項の対象外とする。

#### ①連絡

##### a. 各社が不具合等を確認した場合

各社は、プラント運転中・停止中を問わず、不具合等によりプラントパラメータ情報の全て又は一部が常時伝送できないことを確認した時点で、直ちに連絡を行う。連絡は、平日の勤務時間帯においては規制庁及び規制事務所に、休祭日及び夜間においては規制庁連絡担当者及び規制事務所に電話連絡を行った後、電子メール又はファクシミリにより確実に行う。

なお、第1データセンター又は第2データセンターの一方が停止となる場合にも、情報連絡として緊急時ネットワーク監視センターに電話又は電子メールによる連絡を行うものとする。

##### b. 規制庁が不具合等を確認した場合

プラント運転中・停止中を問わず、規制庁が不具合等を確認した場合、速やかに、規制庁から各社連絡担当者へ、電子メール、電話又はファクシミリにより連絡が行われる。

なお、第1データセンター又は第2データセンターの一方に不具合を確認した場合には、情報連絡として各社連絡担当者に電子メール又は電話による連絡が行われるものとする。

プラントパラメータ情報の全て又は一部が常時伝送できない場合の連絡については、添付



資料-3に取りまとめる。規制庁は、事業者から伝送データ停止の連絡を受け、規制庁の運用マニュアルに従い、伝送データ停止の評価（「異常」又は「軽度の障害」を判断）し、それに応じた処置を行う。（参考資料）

## ②欠測データ

プラントパラメータ情報の全て又は一部が常時伝送できない場合、当該期間のデータは「欠測」扱いとする。

## ③代替措置

規制庁が「異常」と判断した場合、伝送データ停止の期間、プラントパラメータ情報を電話・ファクシミリ等の別の手段で定期的に連絡するよう、求められる。各社は、基本的には添付資料-4で示す内容に従い、規制庁と必要なデータ・連絡時期等を調整し、規制庁及び規制事務所メール、電話又はファクシミリ等により連絡する。

## 8. システム仕様変更等に係る手順

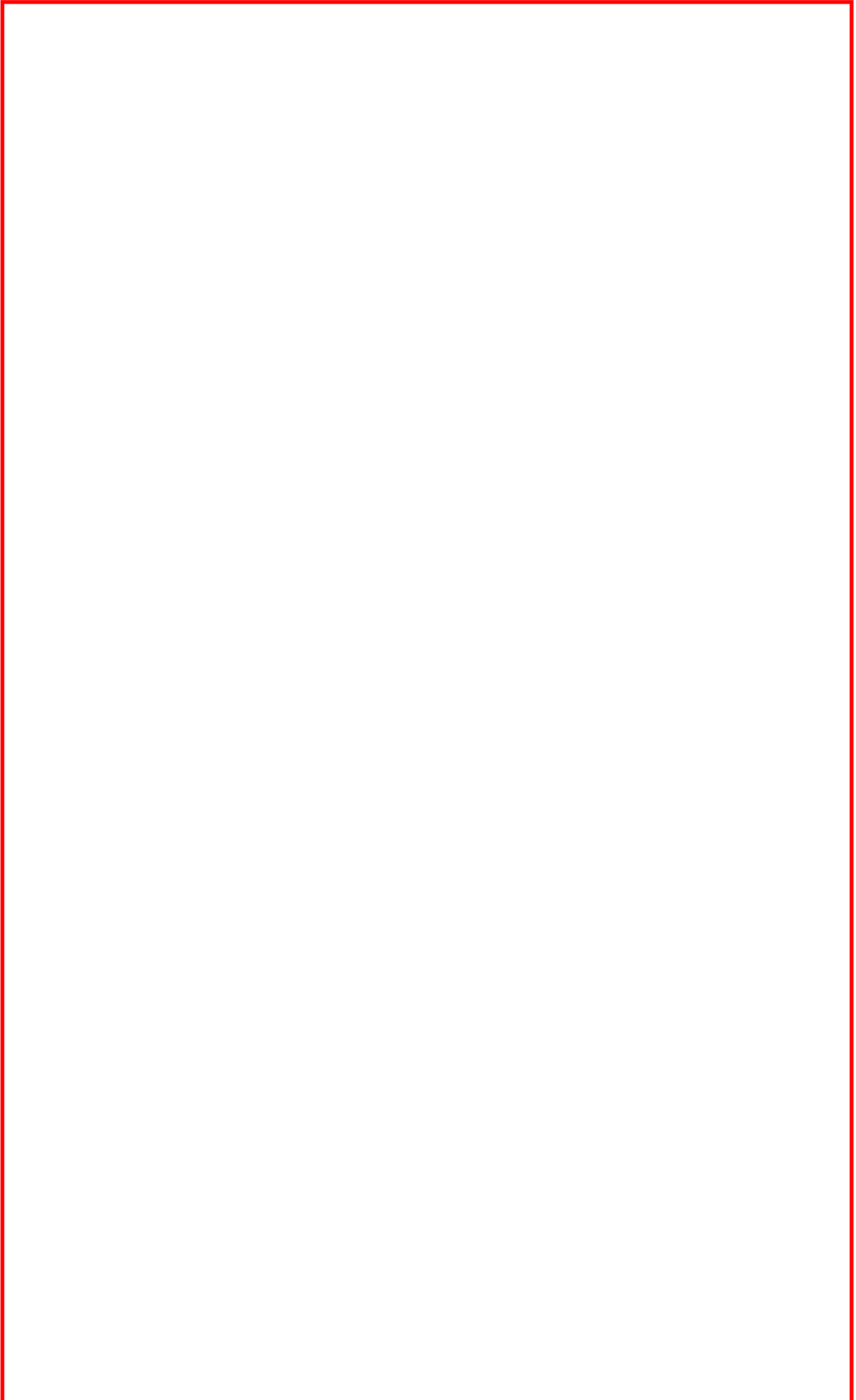
- (1) 各社は、伝送データの追加・変更、システムのハードウェア及びソフトウェアの変更をする場合は、原則として2ヶ月前までに各々の連絡窓口担当者に通知する。その際、仕様変更等におけるセキュリティ上の問題の有無、及び第2項の設置目的への適合性について必要に応じて説明する。
- (2) 各社は、各々の連絡窓口担当者と連携しながら、所要の仕様変更等を行う。
- (3) システムの仕様変更等を行った場合は、各社及び規制庁は、その都度、本システムの対向試験を実施する。
- (4) 各社は、伝送データに係る警報設定点の変更を行った際は、当該ユニットの施設定期検査終了後、規制庁にその旨を連絡する。

## 9. システム全体の保守点検

各社は、必要に応じて本システムの点検を行う。

## 10. その他

本マニュアルに定めていない事項及び疑義ある事項については、都度、規制庁と協議し、解決する。



東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

発信時刻 15 時 00 分

様式 9-1

第 25 条報告

送信枚数 ( 1 / 13 )

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第 25088 報)

2023 年 10 月 21 日

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第 25 条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所  
原子力防災管理者

連絡先

原子力災害対策特別措置法第 25 条第 2 項の規定に基づき, 応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原 2 2
特定事象の発生箇所 (注 1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻 (注 1)	2011 年 (平成 23 年) 3 月 11 日 16 時 36 分 (24 時間表示)
特定事象の種類 (注 1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第 6 条第 4 項第 4 号, 省令第 21 条第 1 項ロ)
発生事象と対応の概要 (注 2) (注 3)	<p>(対応日時, 対応の概要) プラント関連パラメータ、タンクエリアパトロール結果等について、下記のとおりお知らせいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント関連パラメータ [10 月 21 日 11 時 00 分現在]</li> <li>・サブドレン等 分析結果 [採取日 10 月 20 日]</li> <li>・集中廃棄物処理施設周辺サブドレン水 分析結果 [採取日 10 月 20 日]</li> <li>・構内排水路 分析結果 [採取日 10 月 20 日]</li> <li>・護岸地下水観測孔 分析結果 [採取日 10 月 18 日、20 日]</li> <li>・海水分析結果&lt;港湾内、放水口付近&gt; [採取日 10 月 20 日]</li> <li>・地下貯水槽 (ドレン孔・検知孔・海側観測孔) 分析結果 [採取日 10 月 20 日]</li> </ul> <p>・発電所敷地内におけるモニタリング結果について、前回のお知らせから有意な変動はありません。</p> <p>・タンクエリアパトロール及び汚染水タンク水位計による常時監視において、漏えい等の異常はありません。</p> <p>・建屋滞留水の移送状況について、パトロール及び警報監視において、漏えい等の異常は確認されません。</p> <p>・放出を継続している ALPS 処理水測定・確認用タンク C 群の放出実績は以下の通りです。 放出実績 10 月 20 日 0 時 00 分～24 時 00 分の実績 約 456 m<sup>3</sup></p> <p>サブドレン他水処理施設一時貯水タンク B の当社及び第三者機関による分析結果については、共に運用目標値を満足していたことから、10 月 22 日に排水を実施します。 排水開始・終了の実績については、別途お知らせします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サブドレン・地下水ドレン浄化水 排水前分析結果 [採取日 10 月 17 日]</li> </ul> <p>【公表区分: その他】</p>
※添付の有( )・無し (注 4)	27/41

枠組みの範囲は個人情報に係る事項のため公開することはできません

その他の事項の対応 (注5)	なし
-------------------	----

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 当該原子力事業所所在市町村において震度6弱以上の地震が発生した場合、また震度によらず警戒事態該当事象または特定事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は、その発生日時、観測用地震計の加速度 gal 数（水平方向、鉛直方向）を記入する。

(注4) 新たに警戒事態該当事象または特定事象が発生した場合は、本様式に加えて様式9-1添付を用いて報告する。なお、様式9-1添付を用いた報告は当該事象が非該当となるまで継続して行う。

(注5) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

	1号機	2号機	3号機	4号機
原子炉注水状況	給水系： 2.4 m <sup>3</sup> /h CS系： 1.3 m <sup>3</sup> /h	給水系： 1.5 m <sup>3</sup> /h CS系： - m <sup>3</sup> /h	給水系： 1.6 m <sup>3</sup> /h CS系： 2.1 m <sup>3</sup> /h	
原子炉圧力容器 底部温度	VESSEL BOTTOM HEAD (TE-263-69L1) : 26.9 °C 原子炉 SKIRT JOINT 上部 (TE-263-69H1) : 25.4 °C VESSEL DOWN COMMER (TE-263-69G2) : 26.3 °C	VESSEL WALL ABOVE BOTTOM HEAD (TE-2-3-69H3) : 35.8 °C RPV温度 (TE-2-3-69R) : 38.0 °C	スカートジャンクション上部温度 (TE-2-3-69F1) : 30.7 °C RPV底部ヘッド上部温度 (TE-2-3-69H1) : 30.0 °C	
原子炉格納容器 内温度	HVH-12A RETURN AIR (TE-1625A) : 26.4 °C HVH-12A SUPPLY AIR (TE-1625F) : 26.4 °C	RETURN AIR DRYWELL COOLER (TE-16-114B) : 37.3 °C SUPPLY AIR D/W COOLER HVH2-16B (TE-16-114G#1) : 36.0 °C	PCV温度 (TE-16-002) : 29.0 °C 格納容器空調機供給空気温度 (TE-16-114F#1) : 30.0 °C	
原子炉格納容器 圧力	0.18 kPa <sub>g</sub>	3.01 kPa <sub>g</sub>	0.50 kPa <sub>g</sub>	
窒素封入流量 ※3	RPV (RVH-A) : - Nm <sup>3</sup> /h (RVH-B) : 15.10 Nm <sup>3</sup> /h (JP-A) : 14.49 Nm <sup>3</sup> /h (JP-B) : - Nm <sup>3</sup> /h	RPV-A : 6.64 Nm <sup>3</sup> /h RPV-B : 6.57 Nm <sup>3</sup> /h PCV : - Nm <sup>3</sup> /h	RPV-A : 7.89 Nm <sup>3</sup> /h RPV-B : 8.11 Nm <sup>3</sup> /h PCV : - Nm <sup>3</sup> /h	※4
原子炉格納容器 ガス管理システム 排気流量	20.4 m <sup>3</sup> /h	18.08 Nm <sup>3</sup> /h	21.32 Nm <sup>3</sup> /h	
原子炉格納容器 水素濃度 ※1	A系： 0.00 vol% B系： 0.00 vol%	A系： 0.03 vol% B系： 0.03 vol%	A系： 0.11 vol% B系： 0.10 vol%	
原子炉格納容器 放射能濃度 (Xe135) ※2	A系： 指示値 1.65E-03 Ba/cm <sup>3</sup> 検出限界値 4.50E-04 B系： 指示値 1.42E-03 Ba/cm <sup>3</sup> 検出限界値 3.58E-04	A系： 指示値 ND Ba/cm <sup>3</sup> 検出限界値 1.2E-01 B系： 指示値 ND Ba/cm <sup>3</sup> 検出限界値 1.2E-01	A系： 指示値 ND Ba/cm <sup>3</sup> 検出限界値 1.9E-01 B系： 指示値 ND Ba/cm <sup>3</sup> 検出限界値 1.9E-01	
使用済燃料プール 水温度	28.0 °C	27.1 °C		※5
FPC 注水ノック 水位	4.64 m	2.62 m	- m	※6

【計測値に依存する項目】

※1：格納容器内マニピュレータの検出値(0.00%)と比較する。(水素濃度が極めて低い場合は、計器精度によりマニピュレータ表示される値があるため)

※2：格納容器内マニピュレータの検出値(0.00%)と比較する。(水素濃度が極めて低い場合は、計器精度によりマニピュレータ表示される値があるため)

※3：排気流量は格納容器内マニピュレータの検出値(ND)と比較する。原子炉格納容器ガス管理システムの取組値(0.135)を記載する。

※4：排気流量は、圧力で測定補正した値を記載する。

※5：全格納容器の放射能濃度(注)を記載する。

※6：作業者に指示する水位

【留意事項】  
各計測値については、地震やその他の異常速度の影響を受けて、通常の使用範囲外を  
超えているものもあり、正しく測定されていない可能性があります。計測器も存在している。  
プラントの状況を把握するために、このような計測の不確かさも考慮しながら、事故  
の計測器から得られる情報を使用して変化の傾向にも留意して総合的に判断している。

## サブドレン等 分析結果 (Y)

採取地点	採取日時	分析項目		
		I-131 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1号機サブドレン	2023/10/20 07:10	< 6.0E+00	< 8.2E+00	1.4E+02
2号機サブドレン	2023/10/20 07:26	< 1.1E+01	1.8E+01	1.2E+03
3号機サブドレン	2023/10/20 07:41	< 3.4E+00	< 5.7E+00	< 4.4E+00
4号機サブドレン	2023/10/20 07:15	< 4.1E+00	< 4.5E+00	< 4.4E+00
5号機サブドレン	2023/10/20 09:00	< 4.0E+00	< 3.9E+00	< 5.4E+00
6号機サブドレン	2023/10/20 09:07	< 4.9E+00	< 4.2E+00	< 4.8E+00
構内深井戸	2023/10/20 09:09	< 2.4E+00	< 3.1E+00	< 3.2E+00

- ・不等号 (<:小なり) は, 検出限界値未満 (ND) を表す。
- ・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。
- ・0.0E±0とは,  $0.0 \times 10^{\pm 0}$  であることを意味する。
- (例) 3.1E+01は $3.1 \times 10^1$ で31, 3.1E+00は $3.1 \times 10^0$ で3.1, 3.1E-01は $3.1 \times 10^{-1}$ で0.31と読む。

4/13

集中廃棄物処理施設周辺サブドレン水 分析結果 (γ)

採取地点	採取日時	分析項目		
		I-131 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
4号T/B建屋南東	2023/10/20 07:15	< 4.1E+00	< 4.5E+00	< 4.4E+00
プロセス主建屋北東	2023/10/20 07:38	< 4.2E+00	< 5.0E+00	< 4.8E+00
プロセス主建屋南東	2023/10/20 07:44	< 3.6E+00	< 5.0E+00	< 5.1E+00
雑固体廃棄物減容処理建屋南	2023/10/20 07:28	< 3.9E+00	< 5.0E+00	< 5.7E+00
サイトバンカ建屋南西	—	—	—	—
焼却工作建屋西側	2023/10/20 07:25	< 4.0E+00	< 4.2E+00	4.6E+01
雑固体廃棄物減容処理建屋北	2023/10/20 07:10	< 4.4E+00	< 3.9E+00	< 3.5E+00
サイトバンカ建屋南東	2023/10/20 07:32	< 4.5E+00	< 5.8E+00	< 5.2E+00

・不等号 (<:小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・0.0E±0とは、 $0.0 \times 10^{±0}$ であることを意味する。

(例) 3.1E+01は $3.1 \times 10^1$ で31, 3.1E+00は $3.1 \times 10^0$ で3.1, 3.1E-01は $3.1 \times 10^{-1}$ で0.31と読む。

・サイトバンカ建屋南西は、1回/週程度の頻度で分析を実施。

構内排水路 分析結果 (全β・γ)

採取地点	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
A排水路	2023/10/20 07:52	1.0E+01	< 5.8E-01	5.7E+00
物揚場排水路	2023/10/20 07:47	< 3.4E+00	< 7.3E-01	< 8.2E-01
K排水路	2023/10/20 06:00	1.0E+01	< 7.0E-01	6.4E+00
BC排水路	2023/10/20 06:00	6.1E+00	< 6.5E-01	< 7.0E-01
D排水路	2023/10/20 07:56	< 3.4E+00	< 4.8E-01	< 4.9E-01
5,6号機排水路※1	—	—	—	—

・不等号 (<:小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・〇.〇E±〇とは、〇.〇×10<sup>±〇</sup>であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10<sup>1</sup>で31, 3.1E+00は3.1×10<sup>0</sup>で3.1, 3.1E-01は3.1×10<sup>-1</sup>で0.31と読む。

・採取当日の降雨量は0 mm

・排水路流量情報は、解析中のため後日公表する。

※1 5,6号機排水路は1回/月に分析を実施。

6/13



護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・γ・塩素)

(1/2)

採取地点	採取日時	分析項目											
		全β (Bq/L)	その他γ線放射核種								Cs-137 (Bq/L)	塩素 (ppm)	
			Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sb-125 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)			
No.0-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-1-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-3-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-3-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1	2023/10/20 07:35	1.5E+04	< 3.0E-01	< 3.4E-01	< 3.9E+00	< 2.0E+00	< 2.0E+00	< 2.0E+00	< 2.0E+00	1.9E+00	7.2E+01	-	-
No.1-6	2023/10/20 07:55	1.3E+06	< 7.4E+01	< 6.0E+01	< 3.1E+03	< 1.7E+03	< 1.7E+03	< 1.7E+03	< 1.7E+03	7.3E+03	3.8E+05	-	-
No.1-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-9 ※1	2023/10/20 07:45	2.4E+01	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.0E+02
No.1-11	2023/10/20 07:50	2.5E+02	< 2.3E-01	< 2.6E-01	< 2.3E+00	< 9.8E-01	< 9.8E-01	< 9.8E-01	< 9.8E-01	3.0E-01	1.2E+01	-	-
No.1-12	2023/10/20 08:00	1.1E+03	< 1.2E+00	< 1.3E+00	< 2.1E+01	< 1.0E+01	< 1.0E+01	< 1.0E+01	< 1.0E+01	8.9E+00	4.4E+02	-	-
No.1-14	2023/10/20 08:15	7.1E+03	< 3.9E-01	< 3.8E-01	< 5.6E+00	< 2.5E+00	< 2.5E+00	< 2.5E+00	< 2.5E+00	1.8E+00	9.5E+01	-	-
No.1-16	2023/10/20 08:05	6.3E+04	< 3.4E-01	< 3.1E-01	< 5.4E+00	< 2.4E+00	< 2.4E+00	< 2.4E+00	< 2.4E+00	2.0E+00	1.1E+02	-	-
No.1-17	2023/10/20 07:40	1.1E+05	< 4.3E-01	< 4.5E-01	< 5.8E+00	< 2.2E+00	< 2.2E+00	< 2.2E+00	< 2.2E+00	< 6.9E-01	1.0E+01	-	-

・不符号 (<: 小なり) は、検出限界未満 (ND) を表す。  
 ・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。  
 ・O.E≠Oとは、O.O×10<sup>0</sup>であることを意味する。  
 (例) 3.1E+01は3.1×10<sup>1</sup>で31, 3.1E+00は3.1×10<sup>0</sup>で3.1, 3.1E-01は3.1×10<sup>-1</sup>で0.31と読む。  
 ※1 No.1-9は、採水器による採取であるため、γ測定は実施せず。全βは参考値としての調査に測定。

7/13

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・γ・塩素)

(2/2)

採取地点	採取日時	分析項目								塩素 (ppm)
		全β (Bq/L)	その他γ線放射核種				Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	塩素 (ppm)	
			Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sb-125 (Bq/L)				
1,2号機ウエルポイント 汲み上げ水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.2-2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.2-3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.2-5 ※2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.2-6	2023/10/20 08:20	8.4E+02	< 4.1E-01	< 4.3E+00	< 2.0E+00	1.5E+00	7.7E+01	—	—	—
No.2-7	2023/10/20 08:25	3.4E+02	< 3.5E-01	< 3.2E+00	< 1.5E+00	< 4.8E-01	1.3E+01	4.9E+02	—	—
No.2-8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2,3号機改修ウエル 汲み上げ水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.3-2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.3-3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.3-4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.3-5 ※2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3,4号機改修ウエル 汲み上げ水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

・不等号 (<:小なり) は、検出限界未満 (ND)を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・O.OE±Oとは、 $0.0 \times 10^{\pm O}$ であることを意味する。

(例) 3.1E+01は $3.1 \times 10^1$ で31, 3.1E+00は $3.1 \times 10^0$ で3.1, 3.1E-01は $3.1 \times 10^{-1}$ で0.31と読む。

※2 No.2-5, No.3-5は、採水器による採取であるため、γ測定は実施せず。全βは参考値としてる過後に測定。

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・H-3・Y・塩素)

(1/2)

採取地点	採取日時	分析項目									
		全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Min-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sb-125 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	塩素 (ppm)	
No.0-1		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-1-2		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-2		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-3-1		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-3-2		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-4		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-6		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-8		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-9 ※1	2023/10/18 07:26	3.1E+01	8.8E+02	-	-	-	-	-	-	-	1.1E+02
No.1-11		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-12		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-14		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-16		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-17		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

・不等号 (<:小なり) は、検出限界未満 (ND) を表す。  
 ・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。  
 ・O.OE±Oとは、O.O×10<sup>±0</sup>であることを意味する。  
 (例) 3.1E+01は3.1×10<sup>1</sup>で31, 3.1E+00は3.1×10<sup>0</sup>で3.1, 3.1E-01は3.1×10<sup>-1</sup>で0.31と読む。  
 ・H-3以外は既にお知らせ済み。  
 ※1 No.1-9は、採水器による採取であるため、Y測定は実施せず、全βは参考値としてる過後に測定。

9/13

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・H-3・Y・塩素)

(2/2)

採取地点	採取日時	分析項目												
		全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	RU-106 (Bq/L)	Sb-125 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	塩素 (ppm)				
1,2号機フェルメント 汲み上げ水		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-2		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-3		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-5 ※2		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-6	2023/10/18 07:16	1.1E+03	1.6E+03	< 3.2E-01	< 3.5E-01	< 4.2E+00	< 2.5E+00	2.2E+00	1.1E+02	-	-	-	-	-
No.2-7	2023/10/18 07:21	4.0E+02	1.9E+03	< 2.9E-01	< 2.5E-01	< 2.9E+00	< 1.4E+00	9.7E-01	5.1E+01	5.3E+02	-	-	-	-
No.2-8		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2,3号機改修フェル 汲み上げ水		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-2		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-3		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-4		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-5 ※2		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3,4号機改修フェル 汲み上げ水		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

・不等号 (<:小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。  
 ・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。  
 ・〇.〇E±〇とは、〇.〇×10<sup>±〇</sup>であることを意味する。  
 (例) 3.1E+01は3.1×10<sup>1</sup>で31, 3.1E+00は3.1×10<sup>0</sup>で3.1, 3.1E-01は3.1×10<sup>-1</sup>で0.31と読み。  
 ・H-3以外は既にお知らせ済み。  
 ※2 No.2-5, No.3-5は、採水器による採取であるため、Y測定は実施せず。全βは参考値としてろ過後に測定。

海水分析結果<港湾内, 放水口付近> (全β・γ)

試料名称	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 5,6号機放水口北側 (T-1)	2023/10/20 07:15	—	< 8.0E-01	< 6.8E-01
1F 5号機取水口前	2023/10/20 08:02	< 1.2E+01	< 3.4E-01	< 3.9E-01
1F 物揚場前	2023/10/20 07:42	< 1.2E+01	< 3.2E-01	< 2.9E-01
1F 1~4号機取水口内北側 (東波除堤北側)	2023/10/20 07:37	< 1.2E+01	< 2.7E-01	5.0E-01
1F 1~4号機取水口内南側 (遮水壁前)	2023/10/20 07:30	2.0E+01	< 3.3E-01	3.2E+00
1F 南放水口付近 (T-2)	2023/10/20 07:00	1.2E+01	< 8.0E-01	< 6.8E-01
1F 港湾口 (T-0)	2023/10/20 06:54	1.6E+01	< 3.9E-01	< 3.1E-01
1F 港湾中央	2023/10/20 06:45	1.6E+01	< 3.3E-01	< 2.9E-01
1F 港湾内東側	2023/10/20 06:48	1.6E+01	< 3.7E-01	< 2.8E-01
1F 港湾内西側	2023/10/20 06:43	< 1.4E+01	< 3.3E-01	3.0E-01
1F 港湾内北側	2023/10/20 06:40	< 1.4E+01	< 3.1E-01	2.9E-01
1F 港湾内南側	2023/10/20 06:51	1.6E+01	< 3.0E-01	< 3.4E-01
1F 北防波堤北側 (T-0-1)	—	—	—	—
1F 港湾口北東側 (T-0-1A)	—	—	—	—
1F 港湾口東側 (T-0-2)	—	—	—	—
1F 港湾口南東側 (T-0-3A)	—	—	—	—
1F 南防波堤南側 (T-0-3)	—	—	—	—
WHOの飲料水水質ガイドライン※1			1.0E+01	1.0E+01

・不等号 (<:小なり) は, 検出限界値未満 (ND)を表す。  
 ・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。  
 ・0.0E±0とは, 0.0×10<sup>±0</sup>であることを意味する。  
 (例) 3.1E+01は3.1×10<sup>1</sup>で31, 3.1E+00は3.1×10<sup>0</sup>で3.1, 3.1E-01は3.1×10<sup>-1</sup>で0.31と読む。  
 ・物揚場前は, シルトフェンス開閉を行った日は開閉実施後にもサンプリングを実施。  
 ※1 WHOの飲料水水質ガイドラインにおける, Cs-134, Cs-137の指標  
 ・分析結果の評価については「福島第一原子力発電所の状況について (日報)」を参照 <https://www.tepco.co.jp/press/report/>

2023年10月21日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー

### 地下貯水槽（ドレン孔・検知孔・海側観測孔）分析結果（全β）

採取地点			採取日時	分析項目
				全β (Bq/L)
地下貯水槽 (ドレン孔水)	i	北東側	—	—
		南西側※	2023/10/20 07:07	< 2.1E+01
	ii	北東側	—	—
		南西側	—	—
	iii	北東側	—	—
		南西側	—	—
	vi	北西側	—	—
		南東側	—	—
地下貯水槽 (漏えい検知孔水)	i	北東側	—	—
		南西側※	2023/10/20 07:13	1.2E+02
	ii	北東側	—	—
		南西側	—	—
	iii	北東側	—	—
		南西側	—	—
海側観測孔	②	—	—	
	⑦	—	—	
	⑧	—	—	

・不等号 (< : 小なり) は、検出限界値未満 (ND)を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・ $0.0E\pm 0$ とは、 $0.0 \times 10^{\pm 0}$ であることを意味する。

(例)  $3.1E+01$ は $3.1 \times 10^1$ で31,  $3.1E+00$ は $3.1 \times 10^0$ で3.1,  $3.1E-01$ は $3.1 \times 10^{-1}$ で0.31と読む。

※ 8月7日に有意な上昇があったため、調査分析を実施。

## サブドレン・地下水ドレン浄化水 排水前分析結果

試料名称	採取日時	貯水量 (m <sup>3</sup> )	分析機関	分析項目					その他 核種
				全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)		
一時貯水タンク (サンプルタンク) B	2023/10/17 08:56	730	東京電力	< 7.6E-01	6.9E+02	< 8.0E-01	< 7.2E-01	検出なし	
			東北緑化環境保全(株)	< 3.3E-01	7.2E+02	< 6.8E-01	< 6.2E-01	検出なし	
運用目標				3.0E+00 (1.0E+00) ※1	1.5E+03	1.0E+00	1.0E+00	検出されないこと※2	
告示濃度限度※3					6.0E+04	6.0E+01	9.0E+01		
WHO飲料水水質ガイドライン					1.0E+04	1.0E+01	1.0E+01		

・不等号 (<:小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・0.0E±0とは、0.0×10<sup>±0</sup>であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10<sup>1</sup>で31, 3.1E+00は3.1×10<sup>0</sup>で3.1, 3.1E-01は3.1×10<sup>-1</sup>で0.31と読む。

※1 運用目標の全βについては、10日に1回程度、検出限界値を1 Bq/Lに下げて分析を実施。

※2 Cs-134, Cs-137の検出限界値「1Bq/L未満」を確認する測定にて検出されないこと (天然核種を除く)。

※3 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則に定める告示濃度限度

(別表第一第六欄：周辺監視区域外の水中の濃度限度[本表では、Bq/cm<sup>3</sup>の表記をBq/Lに換算した値を記載])

13/13

# 福島第一6号放水口モニタ ERSS伝送について

添付資料(6)

事象：2018年12月の6号プロセス計算機（以下プロコン）更新以降、「放水口モニタ線量率 6号 [cps]」を **対数化（ $\log_{10}$  [測定値]）した値**でERSS伝送していた。

原因：6号プロコンのソフト設定誤り。

影響：他の指数パラメータについては設定誤りがないことを確認済み。

また中操は [ ]（仕様通り）されており、オペレーションへの影響無し。

（ただし放水口モニタ**検出部が砂埋没のため、測定値は参考データ扱い**）



# 福島第一6号放水口モニタ ERSS伝送について

現状のERSS画面表示は以下のとおり。プロコン側の改修は2023年度末を予定。

